

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3321号)

令和8年2月17日

横情審答申第3321号

令和8年2月17日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年2月20日旭高第2484号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定個人の老人ホームに入るに至った経緯が分かる文書全て及び老人ホームに入った後のことが記されている文書全て」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「特定個人の老人ホームに入るに至った経緯が分かる文書全て及び老人ホームに入った後のことが記されている文書全て」の保有個人情報を不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和6年12月10日付で行った保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項に定める開示請求権を有するとは認められないため不開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件開示請求に係る保有個人情報は、自己を本人とする保有個人情報ではないことから、開示請求の対象とならず、開示請求権を有するとは認められないため、不開示とした。
- (2) 審査請求人は、故人の情報は全て開示するべきだと主張するが、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」では、「死者に関する情報については、当該情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人にとって「自己を本人とする保有個人情報」に該当し、当該生存する個人による開示請求の対象となる」とされており、当該故人の情報は審査請求人の保有個人情報とは認められず、開示請求の対象とならない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。

- (2) 審査請求人の母は特定年月日に亡くなっており、法第2条の生存する個人には該当しないので、母の個人情報及び連絡・発言内容については、全て開示されるべきである。

5 審査会の判断

(1) 高齢者支援に係る事務について

横浜市では、横浜市保健所及び福祉保健センター条例（平成13年9月横浜市条例第38号）に基づき、地域における福祉サービス及び保健サービスの提供を一体的に展開するため、福祉保健センターを設置している。

福祉保健センターでは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく高齢者の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、及び相談に応じ、並びに必要な調査及び指導を行い、並びにこれに付随する業務を行っている。

旭区福祉保健センター高齢・障害支援課では、旭区内に居住のある高齢者の福祉及び支援に関する業務を担当しており、日常生活を営むに当たり支援を要する者の在宅生活、施設・入院生活等を支援するために必要な記録と情報を整理し、組織的な対応を図るために、横浜市在宅援助記録票に係る事務取扱要綱（平成31年4月制定）に基づき、在宅援助記録票を作成している。

(2) 本件保有個人情報について

本件開示請求書の記載から、審査請求人以外の特定個人の在宅援助記録票と解される。

(3) 開示請求権について

ア 法第76条第1項では、「何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定している。この開示請求の対象となる「自己を本人とする保有個人情報」とは、自分がその情報の本人となっている場合の保有個人情報をいい、他者の保有個人情報は、開示請求の対象とはならない。

イ 審査請求人は、審査請求人以外の特定個人の在宅援助記録票の開示を求めており、他者の保有個人情報を指定して開示を求めたものである。そうすると、本件保有個人情報は、開示請求の対象となる自己を本人とする保有個人情報ではない。

したがって、審査請求人は、開示請求権を有するとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を不開示とした決定は、妥当である。

(第五部会)

委員 久末弥生、委員 萩野寛雄、委員 吉田仁美

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和7年2月20日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和7年12月23日 (第18回第五部会)	・審議
令和8年1月30日 (第19回第五部会)	・審議